

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Aquarex 木部用ウレタン クリヤー・2液タイプ 主剤 ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆ 登録番号 W01334
製品コード	74700
整理番号	GROUP_01177-1
供給者の会社名称	和信化学工業株式会社
住所	424-0037 静岡県静岡市清水区袖師町1460番地
担当部門	環境分析課
電話番号	054-365-3119
FAX番号	054-365-3182
緊急連絡電話番号	054-365-3119
推奨用途及び使用上の制限	二液型ポリウレタン樹脂塗料 (主剤)

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類	
健康有害性	急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分4 急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) 区分4 皮膚感作性 区分1A 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素 絵表示



### 注意喚起語 危険有害性情報

警告  
H332 吸入すると有害  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

### 注意書き 安全対策

使用前にすべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)  
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)  
保護手袋を着用すること。(P280)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
環境への放出を避けること。(P273)

### 応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)  
特別な処置が必要である。(P321)  
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)

### 保管

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)  
症状変化が現れた場合には、直ちに医師の手当てを受けること。  
適切な温度を超えない温度で保管すること。(P411)

**廃棄**

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)  
 使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別                      混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
変性アクリル樹脂	37 ~ 41 %	—	—	—	—
グリコール系溶剤	1 ~ 10 %	—	—	—	—
水	55 ~ 65 %	H <sub>2</sub> O	—	—	7732-18-5
アクリル酸ノルマルブチル	< 0.7 %	C <sub>7</sub> H <sub>12</sub> O <sub>2</sub>	(2)-989	既存	141-32-2
メタクリル酸メチル	< 0.7 %	C <sub>5</sub> H <sub>8</sub> O <sub>2</sub>	(2)-1036	既存	80-62-6
トリエチルアミン	< 0.2 %	(CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> N	(2)-141	既存	121-44-8

**労働安全衛生法**

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

アクリル酸ノルマルブチル（法令指定番号：4）  
 メタクリル酸メチル（法令指定番号：557）

**4. 応急措置**

**吸入した場合**

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 異常を感じたり、気分が悪くなった場合には、直ちに空気の新鮮な場所へ移動する。

**皮膚に付着した場合**

気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 症状変化が現れた場合には、直ちに医師の手当てを受ける。  
 多量の水と石鹸で洗うこと。  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
 特別な処置が必要である。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。  
 外観に変化が見られたり痛みがある場合は、速やかに医師の手当てを受ける。

**眼に入った場合**

眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。  
 直ちに清浄な水で数分間洗浄する。  
 洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。  
 コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。  
 異物感が眼に残るようであれば、速やかに眼科医の手当てを受けること。  
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

**飲み込んだ場合**

無理に吐かせないこと。  
 口をすすぐこと。  
 意識がない場合、口から絶対に何も与えないこと。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 保温して速やかに医師の手当てを受けること。

**応急措置をする者の保護**

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護長靴などの適切な保護具を着用する。

**医師に対する特別な注意事項**

症状に応じた治療を行う。

**5. 火災時の措置**

**消火剤**

水、強化液、泡消火剤、粉末消火剤、ハロゲン化物消火剤

**特有の危険有害性**

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

**特有の消火方法**

このもの自体には可燃性はないが、水分が蒸発した後の乾燥物は可燃性

である。燃焼の際は、火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。  
 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 延焼の恐れがないように水スプレーで周辺を冷却する。  
 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

**消火を行う者の保護**

**6. 漏出時の措置**

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
 風上から作業し、風下の人を避難させる。  
 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
 作業の際には保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したり、蒸気やミストを吸入しないようにする。  
 漏れた場所の周辺から人を退避させる。

**環境に対する注意事項**

環境中に放出してはならない。  
 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。  
 本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。  
 危険でなければ漏れを止める。  
 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止し、雨に濡らさない。  
 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。  
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。  
 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

**二次災害の防止策**

**7. 取扱い及び保管上の注意**

**取扱い**

皮膚との接触を避ける。  
 全ての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。  
 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護手袋、保護眼鏡等の保護具を着用すること。

**技術的対策**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
 吸入、皮膚への接触を防ぎ、又は目に入らないように適切な保護具を着用する。  
 取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後に、手、顔などを良く洗う。  
 取扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。

**安全取扱注意事項**

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 漏れ、あふれ、飛散を防ぎ、みだりに蒸気を発散させない。  
 容器は丁寧に取扱い、衝撃を与える、転倒させる、引きずる等の扱いはしてはならない。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 飲み込みを避けること。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

<p><b>接触回避</b></p> <p><b>衛生対策</b></p> <p><b>保管</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>安全な保管条件</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>安全な容器包装材料</b></p>	<p>ガスの吸入を避けること。                  ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。                  皮膚と接触しないこと。                  汚染された作業衣は作業場から出さないこと。                  『10. 安定性及び反応性』を参照。                  乾燥した涼しい換気のよい場所で、容器の栓をしっかりと閉めて保管する。                  法令等により規定された基準に従って保管する。                  取扱い後はよく手を洗うこと。                  この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。                  保管場所には、危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設ける。                  保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。                  床面等は万一漏洩があっても公共用水域及び地下に浸透しないように防止する。                  皮張り防止のため容器を密閉して保管する。                  酸化剤から離して保管する。                  凍結、直射日光を避け、5℃から35℃の屋内で保管すること。                  消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。                  水含有製品の為、ポリ容器、内面ポリマーコーティングした容器等。                  容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。</p>
--	--

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
アクリル酸ノルマルブチル	—	—	TWA 2 ppm, STEL —
メタクリル酸メチル	—	2ppm(8.3mg/m3)	TWA 50 ppm, STEL 100 ppm
トリエチルアミン	—	—	TWA 0.5 ppm, STEL 1 ppm (Skin)

<p><b>設備対策</b></p> <p><b>保護具</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>呼吸器の保護具</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>手の保護具</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>眼の保護具</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>皮膚及び身体の保護具</b></p>	<p>本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。                  取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。</p> <p>適切な呼吸器保護具を着用すること。                  保護手袋を着用すること。                  保護眼鏡、安全ゴーグル、保護面                  保護服、安全帽、保護長靴、保護前掛け                  長期間にわたり取り扱う場合には、長袖作業服等を着用する。汚れた衣類は完全に洗浄して再使用する。</p>
---	--

## 9. 物理的及び化学的性質

<p><b>外観</b></p> <p style="padding-left: 20px;">物理的状态</p> <p style="padding-left: 20px;">形状</p> <p style="padding-left: 20px;">色</p> <p style="padding-left: 20px;">臭い</p> <p style="padding-left: 20px;">臭いのしきい(閾)値</p> <p style="padding-left: 20px;">pH</p> <p style="padding-left: 20px;">融点・凝固点</p> <p style="padding-left: 20px;">沸点、初留点及び沸騰範囲</p> <p style="padding-left: 20px;">引火点</p> <p style="padding-left: 20px;">蒸発速度</p>	<p>液体</p> <p>液体</p> <p>白濁</p> <p>微アクリル臭</p> <p>データなし</p> <p>7 ~ 9</p> <p>データなし</p> <p>データなし</p> <p>引火せず</p> <p>データなし</p>
---	--

燃焼性（固体、気体）	データなし
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重（密度）	1.06
溶解度	水に可溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度（粘性率）	データなし
動粘性率	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の条件及び取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	酸化剤と反応し、火災を起こすことがある。
避けるべき条件	高温で保管した場合、ポリマーの物性低下を招く可能性がある。 凍結させないこと。 低温(氷点下)で保管した場合、ディスパーションの分散状態が壊れる可能性がある。
混触危険物質	強酸、強塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物	アミン類、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物

## 11. 有害性情報

急性毒性	
経口	ATEmixの計算結果が4417mg/kgのため区分5に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので分類できないとした。
経皮	ATEmixの計算結果が2087mg/kgのため区分5に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので分類できないとした。
吸入	GHS定義による気体ではない。 ATEmix（蒸気）の計算結果が3021ppmのため、区分4に該当。 ATEmix（ミスト）の計算結果が1.5mg/lのため、区分4に該当。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
呼吸器感受性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
皮膚感受性	アクリル酸ノルマルブチルが $\geq 0.1\%$ のため、区分1Aに該当。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上であること、また、ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、分類できないとした。
発がん性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
生殖毒性	データ不足のため分類できないとした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分外に該当するが、毒性未知成分が考慮濃度以上なので、分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	方式1=区分外、方式2=区分外、方式3=区分外より区分外に該当するが、毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性（長期間）	方式1=分類できない、方式2=分類できない、方式3=区分外より区分外に該当するが、毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できないとした。

### 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p> <p>本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。</p>
汚染容器及び包装	<p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> <p>使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。</p>

### 1 4. 輸送上の注意

<b>国際規制</b>	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Proper Shipping Name	該当しない
Class	該当しない
Packing Group	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
<b>航空規制情報</b>	
UN No.	該当しない
Proper Shipping Name	該当しない
Class	該当しない
Packing Group	該当しない
<b>国内規制</b>	
陸上規制	<p>消防法、安衛法、船舶安全法等法令に該当する場合は、その定めるところに従う。</p> <p>容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損層がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。</p>
<b>海上規制情報</b>	
国連番号	該当しない
品名	該当しない
国連分類	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
<b>航空規制情報</b>	
国連番号	該当しない
品名	該当しない
国連分類	該当しない
等級	該当しない
特別の安全対策	<p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。</p> <p>包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様</p>

に被覆シートをかけて輸送する。  
該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。

緊急時応急措置指針番号

171

## 15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

消防法

非危険物

海洋汚染防止法

油性混合物（施行規則第2条の2）

有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81））

有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）

有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）

外国為替及び外国貿易法

輸出入貿易管理令別表第1の16の項

特定有害廃棄物輸出入規制法

（バーゼル法）

（特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）

労働基準法

疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

感作性を有するもの（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号）

## 16. その他の情報

参考文献

・厚生労働省「職場の安全サイト」・独立行政法人製品評価技術基盤機構 公表データ・一般社団法人 日本塗料工業会編集「SDS・ラベル作成ガイドブック」

その他

本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報（危険有害性情報・取り扱い情報等）を収集し作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではありません。今後、法律・規則等の改正や新たな知見が得られた際には改訂することがあります。また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、または当社が認めた仕様以外の特殊な条件での使用は避けて下さい。